

お急ぎ
ください

来年の確定申告で税金を減らすなら
今がご加入のチャンスです！

掛金が全額所得控除だから**税金がおトク！**

来年の確定申告で
所得控除額を増やすには
令和7年10月17日(金)
までにご加入ください



- ひと月でも早く加入すれば、**控除額が増えます！**
- ご加入月から令和8年3月分までの掛金を**一括払い**すると
さらに控除額を増やせます！
- 生計を一にするご家族分の掛金も、**所得控除できます！**

✓ 令和7年12月までに口座から引き落としされた掛金が、令和7年分の確定申告の対象となります

✓ 国民年金基金の加入日は、基金が加入申出書を受理した日となります

国民年金に上乗せする**公的な**個人年金

〒102-0076 東京都千代田区五番町12-11 泉館五番町ビル2F

歯科医師国民年金基金



フリーダイヤル

0120-155-950

来年の確定申告で税金を減らせます！

- 国民年金基金の掛金は、全額「社会保険料控除」として所得控除できます
- 月額68,000円を上限として、年間最大816,000円を所得控除でき、所得税と翌年の住民税を軽減することができます



まずは！今年の所得控除額を増やしましょう！

令和7年10月17日（金）までに加入して掛金を納めると、その全額を、来年の確定申告（または年末調整）で所得控除額に加えることができます※1

さらに！控除額を増やせる方法があります！

その① 来年3月分までの掛金を一括して納付する※2

国民年金基金の掛金は、毎月（加入月の翌々月から）納付することが原則ですが、まとめて納付することで、所得控除額を増やすことができます 申し込みが必要です※3

◆ 令和7年分の所得控除額 （掛金上限68,000円で加入した場合）

ひと月早く！

10月加入 (10月17日まで)	毎月納付	6.8万円	9月加入	毎月納付	13.6万円
	一括納付	40.8万円		一括納付	47.6万円

ひと月でも早く加入することで、控除額を増やすことができます

◆ 令和7年分の税軽減見込額

税軽減見込額 = 掛金額（年額）× 合計税率

【試算条件】

- ✓ 令和7年10月加入
- ✓ 一括納付を選択
令和7年中の納付掛金額
… 40.8万円

課税所得金額 *1	合計税率 *2	税軽減見込額
195万円以下	15.105%	6.1万円
195万円超	20.210%	8.2万円
330万円超	30.420%	12.4万円
695万円超	33.483%	13.6万円
900万円超	43.693%	17.8万円
1,800万円超	50.840%	20.7万円
4,000万円超	55.945%	22.8万円

令和8年分以降は



税軽減見込額
12.3万円
16.4万円
24.8万円
27.3万円
35.6万円
41.4万円
45.6万円

★1 総収入額から各種所得控除額を差し引いた額

★2 復興特別所得税・住民税（10%）を含む

加入期間中、毎年税金を軽減することができます

その②

同一生計にある親族の掛金を支払う



同一生計にある親族の掛金を支払われた場合、**ご自身の社会保険料控除として申告することができます**

【例】ご夫婦で加入し、2人分の掛金を負担されると、**所得控除額をさらに増やすことができます**

- ※1 基金の掛金は原則、加入月の翌々月の1日にご指定の金融機関口座から引き落としとなりますので、令和7年10月17日（金）までに加入されると、初回掛金の引き落としは、令和7年12月1日（月）となります
令和7年12月までに口座から引き落としされた掛金が、令和7年分の確定申告の対象となります
国民年金基金の加入日は、基金が加入申出書を受理した日となります
（加入申出書の到着時期によっては、初回掛金の引き落としが12月より早くなることもございます）
- ※2 一括納付には、掛金をまとめて引き落とすことによる割引制度はありません
- ※3 「国民年金基金加入申出書」と一緒に、「一括納付申出書」をご提出いただきますので、詳しくは当基金までお問い合わせください

◆ 令和8年以降の掛金を1年分まとめて納付することもできます！

4月分から翌年3月分までの掛金をまとめて引き落としする「1年前納」で、割引を受けることができます
（ご加入時に納付方法をご選択いただけます）

ほかにも こんなメリットがあります！

- 一生涯受取り続けることができる **終身年金**で、**長生きすればするほどおトク**です
- **変わる事のない年金額**で、計画的に安定した老後を過ごすことができます

◆ スマホで簡単に年金額の試算や、国民年金基金制度の動画をご覧ください！

国民年金基金 シミュレーター

受取年金額や
税軽減見込額が
ひと目でわかります！



動画で知ろう！国民年金基金

賢い資産の増やし方と
老後への備え
社会保険労務士が解説！



国民年金基金と
iDeCo



国民年金基金と
NISA



◆ 加入できる方は…

国民年金第1号被保険者〔20歳以上60歳未満〕または **任意加入被保険者**〔60歳以上65歳未満〕の方で、**国民年金保険料を納付されている方**

◆ ご加入いただけない方

- ・ 国民年金保険料の納付を免除（一部免除、納付猶予、学生納付特例を含む）されている方
※ 法定免除の方（障害基礎年金を受給されている方など）が、免除期間の国民年金保険料を納付する場合は加入することができます
※ 産前産後期間の免除をされている方は加入することができます
- ・ **厚生年金の加入者（第2号被保険者）、厚生年金の加入者に扶養されている配偶者（第3号被保険者）**
- ・ 全国国民年金基金、農業者年金に加入されている方



初めて資料請求をいただいた方に

500円分のQUOカードをプレゼント!

当基金に初めて資料をご請求いただく方で、加入資格のある方(*)が対象です
申し込みは、このチラシを使いFAXいただくか、お電話で「このチラシを見た」と
お伝えください

(*) 加入中の公的年金が国民年金で、保険料を納付されている方(厚生年金に加入していない方)
他の国民年金基金に加入していない方 ⇒ 詳細は前ページご参照

資料をご請求後新たにご加入いただいたときや、ご紹介いただいた方が
ご加入いただいたときにも、QUOカードをプレゼントしています

詳しくはこちら



FAXでの
ご請求は



03-3262-9298

(24時間受付)

下記にご記入いただき、このページを送信してください

R7.9 基金HP

ご本人様	お名前	フリガナ	男・女
	生年月日	昭和・平成 年 月 日	
	資料送付先	〒 — 電話 () —	
	E-mail		
	国民年金保険料を納めている	☐ はい ☐ わからない	
	他の国民年金基金に加入していない	☐ はい ☐ わからない	

加入を検討される方をご紹介します ご紹介いただける方の加入資格もあらかじめご確認ください

上記ご本人様欄も ご記入ください	お名前	フリガナ	男・女
	生年月日	昭和・平成 年 月 日	
	資料送付先 ご本人様宛で あれば記入不要	〒 — 電話 () —	
	ご職業	歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士・歯科助手・事務その他	
	ご関係	配偶者・ご子息ご息女・従業員・友人・その他 ()	
	国民年金保険料を納めている	☐ はい ☐ わからない	詳しい条件は お問い合わせください
他の国民年金基金に加入していない	☐ はい ☐ わからない		

お電話での
ご請求は



フリーダイヤル (平日 9:00 ~ 16:00)

0120-155-950

スマホからの
ご請求は



このチラシに記載されている内容は、令和7年4月時点(税制については令和7年1月)のものであり、今後変更となることがあります
資料請求された方の個人情報は、加入のご案内、プラン書の作成、各種資料の発送のためのみに利用いたします